

高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県山の学習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、本県の豊かな森林環境を県民に気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習及び木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進の担い手となる指導員を養成することを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国若しくは県が実施する他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）若しくは緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）の規定による緑の募金（以下「緑の募金」という。）を活用して助成する事業として採択された場合又は事業実施主体が市町村、市町村教育委員会若しくは一部事務組合（以下「市町村等」という。）で当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てたときは、補助対象外とする。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が行う事業に対して補助事業者が補助金を交付する場合における補助対象経費等は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

2 事業の実施基準は、別表第5に定めるとおりとし、補助事業者は要綱、要領等必要な諸規程を定めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を

受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(8) 補助事業者等が前号の規定より知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該財産の取得等に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。

(9) 県税及び県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。

(10) 別表第1の3から5までに該当の事業区分については、実施年度の12月31日までに実施した事業を対象とする。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の承認が必要な場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 補助事業の追加、中止又は廃止を行う場合

(2) 補助対象経費総額の30パーセントを超える増減が生じる場合

(3) 補助金額が増額する場合

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から30日以内又は補助事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づく概算払の請求書の様式は、別記第5号様式によるものとする。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第11条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき定められた「高知県個人情報等取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	事業実施主体
1. 山の学習支援	「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業のために要する経費への支援	公益社団法人高知県森と緑の会	市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
2. 山の一日先生派遣	森林環境学習の研修等を行う指導者を派遣する事業に要する経費への支援	公益社団法人高知県森と緑の会	市町村等、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人
3. 宿泊型学習支援（学校行事）	学校行事として実施する森林に関する学習と体験活動を含む2泊3日以上 の自然体験型学習事業に要する経費への支援	公益社団法人高知県森と緑の会	市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
4. 宿泊型学習支援（学校行事以外）	概ね高校生以下の児童生徒を対象とした森林に関する学習と体験活動を含む学校行事以外の1泊2日以上 の自然体験型学習事業に要する経費への支援	公益社団法人高知県森と緑の会	市町村等、県内に事務所等を置く NPO 法人、社会福祉法人、青少年教育団体等
5. 宿泊型学習利用促進（学校行事）	宿泊型学習支援（学校行事）における保護者負担額であって、就学援助等を受けている児童生徒の食費に対する支援（ただし、市町村等が3分の1以上の補助を行う場合に限る）	公益社団法人高知県森と緑の会	宿泊型学習支援（学校行事）を実施した市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
6. 木育指導員養成	木育推進の担い手となる指導者を養成するために実施する研修等に要する経費への支援	公益社団法人高知県森と緑の会	
7. 附帯事務費	事業区分1から6までの実施のために要する経費への支援	公益社団法人高知県森と緑の会	

（注）「山の一日先生」とは、山の一日先生派遣の事業により森林環境学習の研修等を行う指導者のことを差し、資格を問わず、相応の指導能力を有する人物のことをいう。

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費		補助率等
1. 山の学習支援	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第3の経費に対して補助事業者が交付する補助金		10分の10以内
2. 山の一日先生派遣	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第3の経費に対して補助事業者が交付する補助金		10分の10以内
3. 宿泊型学習支援（学校行事）	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第4に示す経費に対して補助事業者が交付する補助金		10分の10以内
4. 宿泊型学習支援（学校行事以外）	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第4に示す経費に対して補助事業者が交付する補助金		10分の10以内
5. 宿泊型学習利用促進（学校行事）	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第4の経費に対して補助事業者が交付する補助金		3分の1又は1人当たり上限額2,000円を比較し少ない額以内
6. 木育指導員養成	補助事業者が事業を実施するために要する以下の経費。 ただし、国若しくは県の他の事業（補助事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、補助対象外とする。		10分の10以内 ※ただし、賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。
	科目	条件	
	賃金		
	報償費		
	旅費	自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。 県外在住講師に研修等を依頼する場合は、当該人物に依頼を行う理由を実績報告書に記載するとともに、旅費については実費以内とし、1人につき片道3万円以内とする。	
	需用費	食糧費及び賄材料費を除く。	
	役務費		
	委託料	活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。	
7. 附帯事務費	補助事業者が事業を実施するために要する以下の経費。 ただし、国若しくは県の他の事業（補助事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、対象外とする。また、食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。		10分の10以内
	科目	条件	
	報酬	補助事業を行うために必要な経費に限る。	
	共済費	補助事業を行うために必要な経費に限る。	
	賃金	補助事業を行うために必要な経費に限る。	

	報償費		
	旅費		
	需用費		
	委託料		
	使用料 及び賃 借料		
	役務費		

別表第3（第3条関係）

事業区分	山の学習支援	山の一日先生派遣												
補助対象 経費	賃金 報償費 旅費（自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。） 需用費（食糧費及び賄材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料 ※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。	賃金 報償費 旅費（自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。） 需用費（食糧費及び賄材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料 ※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。												
補助率	定額	定額（事業実施主体が市町村等の場合は事業実施に要する経費の2分の1以内）												
補助金額の 上限	<table><tr><th>対象児童 又は生徒の数</th><th>補助金額の上限</th></tr><tr><td>40人未満</td><td>22万円以内</td></tr><tr><td>40人以上 80人未満</td><td>44万円以内</td></tr><tr><td>80人以上 160人未満</td><td>66万円以内</td></tr><tr><td>160人以上 240人未満</td><td>88万円以内</td></tr><tr><td>240人以上</td><td>110万円以内</td></tr></table> ※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。	対象児童 又は生徒の数	補助金額の上限	40人未満	22万円以内	40人以上 80人未満	44万円以内	80人以上 160人未満	66万円以内	160人以上 240人未満	88万円以内	240人以上	110万円以内	75万円以内 ※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。
対象児童 又は生徒の数	補助金額の上限													
40人未満	22万円以内													
40人以上 80人未満	44万円以内													
80人以上 160人未満	66万円以内													
160人以上 240人未満	88万円以内													
240人以上	110万円以内													

（注1）．国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、補助対象外とする。

（注2）．事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

別表第4（第3条関係）

事業区分	宿泊型学習支援（学校行事）		宿泊型学習支援（学校行事以外）		宿泊型学習利用促進（学校行事）
補助対象経費	科目		内容及び条件		
	賃金		体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への賃金。		
	報償費		体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金等。		
	旅費		事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。		
	需用費		体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。		
	役務費		当該活動のため新規で加入する傷害保険料、体験活動にあたり支払う体験料や手数料等。		
	委託料		体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。		
	使用料及び賃借料		バス借上料、施設入館料等		
	※実施場所は原則、県内とする。ただし、合理的な理由がある場合かつ高知県に隣接する県に限り、県外での活動を認める。				
補助率と補助金額の上限	定額		定額		
	学校数又は対象児童生徒の数	補助金額の上限	対象児童生徒の数	補助金額の上限	
	1校単独参加（40人以下）	20万円以内	15人以上 20人以下	25万円以内	
	1校単独参加（41人以上 80人以下）	30万円以内	21人以上 40人以下	35万円以内	
	2校合同参加	40万円以内	41人以上	45万円以内	
	1校単独参加（81人以上）				
	3校以上合同参加				
※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。		※賃金及び報償費は、1人1日当たり9,000円を上限とする。			
3分の1以内又は1人当たり上限額2,000円を比較しない額					

（注1）．国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、補助対象外とする。

（注2）．事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

（注3）．宿泊型学習利用促進については、免除又は減額する保護者負担額のうち、他法令等で公費負担や補助の対象となる場合は、補助対象外とする。

別表第5（第3条関係）

事業の実施基準

区 分	内 容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図ること。
公募	①補助事業者は、事業区分の山の学習支援事業、宿泊型学習支援事業（学校行事）及び宿泊型学習利用促進（学校行事）にあつては市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校に対して、事業区分の山の日先生派遣事業にあつては森林・林業に関係するNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体等に対して、事業区分の宿泊型学習支援事業（学校行事以外）にあつては市町村等、NPO法人、社会福祉法人、青少年教育団体等に対して、文書による通知その他公募を周知するための措置を行うこと。 ②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。
事業実施	①可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。 ②必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。 ③事業区分の宿泊型学習支援事業（学校行事）及び（学校行事以外）の事業実施主体に対し危機管理マニュアル（学校や各団体で作成している危機管理マニュアル等で可）を提出させ、その確認を行うこと。 ④事業区分の木育指導員養成事業にあつては森林・林業に関係するNPO等、市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で保育所、幼稚園等を運営する事業者等に対して文書による通知を行うこと。 ⑤研修等を開催する際には、ホームページ等様々な手段を活用して広く募集を行うとともに、参加者には森林環境税を活用した取組であることの周知を図ること。
検査及び確定	①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。 ②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。

別表第6（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、高知県山の学習支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（全税目のもの）

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（別紙3）及び本人確認書類の写し（※）

※補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙4）
- (5) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙5）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

第1号様式
別紙1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	事業区分	事業の内容、実施規模等

(注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。

2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

収 支 予 算 書

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
山の学習支援 補助金		
山の一日先生派遣 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金		
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金		
木育指導員養成 小計		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
補助対象外経費		
合計		

(注)「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙(任意様式)で内容を記入してください。

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電話番号	
生年月日(個人の場合)	

私は、下記のことと同意します。

記

- (1) 高知県山の学習支援事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から林業環境政策課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、林業環境政策課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・ 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称及び代表者職氏名をご記入ください。
- ・ この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・ 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名
(生年月日) (自署の場合は押印不要)

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

誓約書兼同意書

私は、高知県山の学習支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名

（代表者 職・）氏名（自署の場合は押印不要）

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

高知県山の学習支援事業費補助金変更申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知を含む。）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 関係書類

（1） 事業計画書（別紙1）

（注）変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。

（2） 収支予算書（別紙2）

（3） （1）及び（2）に掲げるもののほか、知事が必要であると認める関係書類

第2号様式
別紙1

事業計画書(変更)

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

- (注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。記入に当たっては、変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
- 2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

収 支 予 算 書 (変更)

1 収入

区分	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注)「摘要」欄はそれぞれ変更後予算の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙(任意様式)で内容を記入してください。

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

- (注) 事業区分の、山の学習支援事業については、別紙3（その1）及び別紙4
事業区分の、山の一日先生派遣事業については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事）については、別紙3（その3）及び別紙4
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事以外）については、別紙3（その2）及び別紙4
事業区分の、木育指導員養成事業については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式
別紙1

事業実績書

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施月日	区分	事業の内容、実施規模等

(注) 1 実施したスケジュール、内容等を記入してください。

2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

収 支 精 算 書

1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

2 支出

科目	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				

賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙（任意様式）で内容を記入してください。

2 間接補助事業者の自己負担金は「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額 10 分の 10 以内			

第3号様式
別紙3（その1）

事業実施主体一覧表

番号	市町村(学校組合)名 学校法人名等	学校名	事業テーマ	児童・ 生徒数	実 績		備考
					事業費	補助金額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
合 計							

- (注) 1 番号は、別紙4の番号と一致させてください。
2 「市町村名」欄については、事業実施主体が所在する市町村名を記入してください。
3 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。

事業実施主体一覧表

事業 区分	実施団体名	事業概要	参加者数	実績		備考
				事業費	補助金額	

（注） 1 必要に応じて、増行、増項等をしてください。

事業実施主体一覧表

番号	市町村(学校組合)名 学校法人名 等	学校名	事業テーマ	宿泊型学習支援（学校行事）			宿泊型学習利用促進（学校行事）						
				児童・ 生徒数	実績		補助 対象 人数	食費総 額	内訳			県補助金積算基礎	
					事業費	補助金額			市町村等	県補助金	その他	補助対象人数 × 2 千円①	食費総額 × 1 / 3 ②
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計													

- (注) 1 番号は、別紙4の番号と一致させてください。
 2 「市町村名」欄については、事業実施主体が所在する市町村名を記入してください。
 3 一人当たりの食費が異なる場合は、それぞれの食費毎に行を分けてください。
 4 県補助金は、「県補助金積算基礎」欄の①、②、食費総額から市町村費を除いた残額のいずれかの最も低い額としてください。
 5 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。

活動報告書

市町村（学校組合）名 学校法人名、団体名等	
担当課・担当者職氏名	

テーマ			
学校名（学年）、または 対象者（学年、年齢層）		対象児童・生徒数	人
概要及び実施内容	1 目標		
	2 活動内容		
成果			

- (注) 1 番号は、別記第3号様式別紙3（その1）、別紙3（その2）、別紙3（その3）の番号と一致させてください。
- 2 子供たちの振り返り、授業で用いた資料、子供たちの活動の様子を写真等で編集したもの等、活動日の取組状況及び参加者の様子が分かるものを学校単位（各計画毎）で併せて提出してください（様式任意）。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
- 3 この様式及び写真は、ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。
- 4 事業を通じて得られた成果（児童・生徒の気づき、変化等）を簡潔に記載してください。

事業実施一覧

事業区分								
実施団体名								
番号	年 月 日	時間	実施場所	実施内容	講師名	対象者 (学校名等)	参加 者数	備考
		: ~ :						
		: ~ :						
		: ~ :						
		: ~ :						
		: ~ :						
		: ~ :						
		: ~ :						
		: ~ :						
		: ~ :						

(注) 1 実施団体別に作成し、必要に応じて、適宜、増行、増項等をしてください。
2 「番号」は、別記第3号様式別紙6の活動個別事例報告の番号と一致させてください。

活 動 個 別 事 例 報 告

番号			実施団体名			
実施期間			年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
対象団体名 (学校・学級名等)						
対象者	学年等				対象年齢層	～ 歳
	人数	児童生徒数 人	引率者 人	その他 人	計 人	
実施内容 (テーマなど)						
指導者・講師 の氏名	* 総括責任者の氏名の頭には○印を記入してください。					
当日のタイムスケジュール						
時間	活動概要	場所	必要な準備品及び数量等	指導のポイント	備考	
備考： * 事業区分の木育指導員養成事業であって、県外講師の場合はその理由を記載してください。						

- (注) 1 「番号」欄は、別記第3号様式別紙5の事業実施一覧の該当する事業の番号と一致させてください。
- 2 木育指導員養成の事業区分の場合は、対象者欄は「計」欄以外空白としてください。
- 3 活動状況の分かる写真をそれぞれ数枚添えてください。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
- 4 ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

高知県山の学習支援事業費補助金に係る概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |
| 4 | 月 日までの予定出来高 | % |
| 5 | 残額 | 円 |
| 6 | 執行計画 | |
| (1) | 1－四半期（請求時期： 月） | |
| | 内容： | |
| | 金額： | 円 |
| (2) | 2－四半期（請求時期： 月） | |
| | 内容： | |
| | 金額： | 円 |
| (3) | 3－四半期（請求時期： 月） | |
| | 内容： | |
| | 金額： | 円 |
| (4) | 4－四半期（請求時期： 月） | |
| | 内容： | |
| | 金額： | 円 |

(振込先) 銀行 支店
普通・当座
口座番号